

平成30年度普通会計決算認定特別委員会

令和元年10月29日（火）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

中山委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（11時13分）

これより、経営戦略部・監察局関係の審査を行います。

それでは、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

井川委員

主要施策の成果に関する説明書の1ページ目でありますけれど、決算規模等の記載によると、県債の発行額が対前年度比の15億7,400万円増となっているところですが、その主な原因、また県債残高の状況をお伺いしたいと思えます。

平井経営戦略部次長

ただいま井川委員から、平成29年度比で平成30年度県債発行額が増となっている理由、それから県債残高全体の状況についてどうなのかということでの御質問を頂戴したところでございます。

まず、県債発行額につきましては、県として財政構造改革基本方針に基づきまして、適切な発行に努めているところでございます。平成30年度におきましては、御指摘のとおり、県土強^{じん}靱化を推進していくということで、当初予算と平成29年度2月補正の先議を合わせました14か月予算の公共事業費を捻出していただきまして、公共事業につきましては、平成29年度比でプラス128億円の予算規模を確保していたという経緯がございます。このことが、この度の県債15億7,400万円増となりました一番の要因でございます。

一方で、県債残高の状況につきましては、これまで県議会の御指導、御理解を賜りながら、財政構造改革基本方針に基づきまして、全体として縮減に努めてまいったところでございます。一般会計の決算ベースで申し上げますと、平成30年度末につきましては、トータル8,171億円の残高となっておりまして、対前年度比でマイナス121億円という状況でございます。

さらに、ここから実質的な交付税でございます臨時財政対策債の残高を除くベースで申し上げますと、平成30年度末は4,896億円という状況でございます。対前年度比マイナス115億円ということで、減少基調で維持をさせていただいている状況でございます。

井川委員

県債の残高が減少基調を維持しているということですが、県土強^{じん}靱化への対応のために、平成30年度の発行額は増額となっているという説明でありました。

県では、財政健全化を図るため、幾つかの数値目標を設定していると認識しておりますが、その中で、県債残高の目標達成状況はどうかということをお伺いしたいと思えます。

平井経営戦略部次長

県債残高の数値目標と達成状況につきまして、御質問を頂戴したところでございます。

県におきましては、財政構造改革基本方針を作っておりまして、現在の計画は平成29年度から令和元年度までの3年間の計画でございまして、それを推進することで、政策の推進と健全財政の二つの両立を図っているという状況でございます。

その中で、御質問を頂戴しました県債残高につきましては、臨時財政対策債を除く一般会計ベースにおきまして、平成27年度末には5,363億円ございました。その残高を、計画の最終年度、令和元年度末には5,000億円未満にしていこうと数値目標を打ち立てているところでございまして、現在の見込みでは、令和元年度末残高は4,990億円程度になると推計いたしております。この県債残高に係ります数値目標はクリアできる見通しとなっているところでございます。

井川委員

確実にクリアできる見込みということで、よく頑張っているということでございますが、実質公債費比率など、県債残高以外の数値目標があると思うのですが、どのような状況なのか教えていただきたいと思っております。

平井経営戦略部次長

県債残高以外の数値目標ということでございます。

県におきましては、財政構造改革基本方針の現行方針を受けまして、県債残高を含めまして四つの数値目標を設定させていただいております。

まず、一つ目といたしまして、公債費の負担の重さを表します全国的な指標でございます実質公債費比率という指標がございまして、こちらにつきまして本県では平成27年度末には18.9パーセントという数値でございました。これを令和元年度に13.0パーセント程度にしていこうという数値目標を設定しております。今年度の実績としましては12.1パーセントという状況でございまして、13.0パーセント程度という目標をクリアしている状況でございます。

次に、二つ目の目標でございます公債費につきましては、臨時財政対策債を除くベースで設定いたしております。平成27年度末に598億円の規模でございました。これを今年度末に500億円未満にしていこうという数値目標を設定しております。こちらも今年度末の見込みが476億円でございます。クリアできる見込みでございます。

三つ目の県債残高につきましては、先ほど申し上げましたとおり、今年度末で5,000億円未満という目標でございまして、クリアできる見込みでございます。

最後、四つ目の貯金に当たります財政調整的基金の残高につきましては、平成27年度末に508億円という規模でございました。これを今年度末までに800億円にしていこうという数値目標を設定いたしております。今年度末見込みでは、現在810億円程度にはできるのではないかとということで、こちらもクリアできる見込みでございます。

以上のとおり、掲げられております四つの数値目標については、全て達成できる見込みが立っている状況でございます。

井川委員

すばらしいですね。現行の数値目標については、全て達成できる見込みということでございますが、財政健全化への取組について、自己評価というか、どういうふうな評価をしているのか教えてください。

平井経営戦略部次長

どういうふうな評価をしているのかということで御質問を頂戴しました。

財政健全化につきましては、申し上げるまでもないことでございますけれども、財政当局だけ頑張ればできる、努力すればできるということでは、到底成し得るものではございません。これまでの長きにわたる県議会の御理解、御指導はもとより、県民の皆様、それから全庁挙げての歳入歳出改革について、着実に歩みを進めてきたことが根底にあるのではないかと考えております。

したがいまして、今申し上げました今回の数値目標のクリア見通しにつきましては、現在の財政構造改革基本方針を、県議会をはじめ県を挙げて推進してきたことが一定の成果につながっているのではないかと考えておりまして、大変有り難く思っているところでございます。

その一方で、県財政が置かれている状況につきましては、実質的な地方交付税が最近減少しているという状況もございまして、依然厳しい状況に置かれているというふうに認識いたしております。今後、決して楽観視できる状況ではなく、例えば実質公債費比率も大幅に改善してきたといっても、依然として全国平均よりは上回っている状況でもございますので、今後とも財政健全化と政策の推進、この二つの適切なバランスをしっかりと図っていく必要があると認識しているところでございます。

井川委員

決して楽観視できないとおっしゃっていましたが、新たな数値目標の設定についてはどのようにしていくのか、お考えをお伺いしたいと思います。

平井経営戦略部次長

現在の財政構造改革基本方針が今年度末まででございますので、今後の数値目標をどうしていくのかという御質問を頂戴したところでございます。

災害列島、人口減少といった二つの国難をはじめとして、様々な新たな行政課題に迅速かつ的確に対応していく必要があるため、これまで以上に政策創造と健全財政を両立していくことが不可欠であるというように考えております。

そこで、お話がございました新しい数値目標を掲げた、令和2年から4年までに至る3か年計画の新たな財政構造改革基本方針を年内に策定していこうということで、現在、とくしま行財政改革プラン推進委員会に設置いたしました、財政構造改革小委員会におきまして、これまでの県議会の御論議でございますとか、監査委員の皆様、この小委員会での有識者の皆様に御論議を頂戴しているところでございまして、そういった御論議をしっかりと踏まえつつ、年内の策定を目指して鋭意作業を進めてまいりたいというような状況でございます。

井川委員

今、おっしゃっていましたが新たな財政構造改革基本方針ですが、新たな数値目標を設定するということですが、その数値目標は、今より厳しいものになるのか、それとも現状維持なのか。現状維持でも十分、目標をクリアしてきていますので、設定の方向性をお伺いしたいと思います。

平井経営戦略部次長

新しい数値目標の設定の方向性はどうなのかということですが。

現在、そのようなベクトルの方向性も含めまして、小委員会で具体的な御論議を頂いているところですが。議論の状況といたしましては、これまでのような右肩上がり、あるいは高い目標設定というのは、これまでのようにはいかない、難しいかもしれない。一方で、実質公債費比率については、先ほども申し上げましたが、依然として全国平均よりも高いという実状もございますので、適正管理をしていくという観点から、財政健全化をしっかりと堅持していくべきだろうというような御意見も頂戴しているところがございます。

したがって、設定の方向性といたしましては、現在よりももう一段踏み込んだ形での改善目標の設定に取り組んでまいる必要があるのではないかと考えているところがございます。

井川委員

いわゆる、踏み込んだ形というか、財政健全化を更に進めていくということですが、昨年の西日本豪雨、また大阪北部、北海道胆振東部での地震もありました。いつ何があるか分かりません。今年にしても、台風第15号がものすごい強風で千葉県はいまだにブルーシートだらけでありますし、その後、追い打ちをかけて台風第19号が関東から東北に甚大なる被害を出しております。さらに、台風第21号の大雨ということで、本当に今まで経験したことのないような大災害がどんどん起こっている中であります。

このような今年の実験というか、今年も4月から10月までにもすごくたくさんのがあったのですが、こういう被害の教訓を生かすためにも新たな数値目標の設定に当たっては、なお一層の県土強^{じん}靱化の加速の視点が不可欠になってくると思うのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

平井経営戦略部次長

県土強^{じん}靱化の視点を、今度の数値目標や新たな財政構造改革基本方針に盛り込むべきではないか、どのように設定していくのかというお話を頂戴したところがございます。

お話にもございましたように、この度の台風第15号、第19号からの学びを本県におきましてもしっかりと生かしていかなければならないと、財政をお預かりする立場としても強く認識いたしております。このことを大前提にいたしまして、今度の財政構造改革基本方針、それから数値目標の設定に臨む必要があると考えております。

この点につきましては、さきの9月定例会の本会議でも御論議を頂戴したところござ

いまして、御提案いただきましたアイデアとして、現在、国全体で国土強靱化を進めていこうと3か年緊急対策が進められておりまして、その中で有利な地方債が創設され、本県としても有効活用を図っているところをごさいます、有利な地方債をできるだけ活用していくべきであるという観点でごさいます。

そこで、本県としてどう具現化して、そのアイデアに取り組んでいくのかという点につきまして、これまで県債残高の管理につきましては、実質的な交付税でごさいます臨時財政対策債とそれ以外の2区分で管理を行っておりましたが、この2区分に新たに、今申し上げました有利な地方債を加える形で3区分の管理とすることによりまして、県土強靱化の加速と県債残高の適正管理、この二つの両立を図りまして、財政状況の見える化を県民の皆様に対し、しっかりと図ってまいりたいと考えているところをごさいます。

井川委員

分かりました。政策の推進と財政の健全化のバランスを図るため、新たな財政構造改革基本方針においては、新たな県政の管理手法の導入をはじめ、これまで以上に創意工夫を凝らしていくということをごさいますので、年末に案が示される新たな方針に期待をいたしております。

何というか、大きな事業をしなかったら県財政の健全化は保たれるのかも知れませんが、どんどん県外からの移住者が増えているみたいでありますし、県外からの移住者も、この徳島へ来て良かったと住み続けていただきたい。ましてや、徳島で生まれ育った若い子供たちが徳島で居続けていただけるよう、将来世代に喜ばれるような未来投資が重点的かつ効率的にできるように、引き続き持続可能な財政運営に全力を傾注していただきたいと思ひます。

高井委員

私のほうから、2点に絞ってお聞きしたいと思ひます。

まずは、県有財産のことについてです。今、徳島県が持っている未利用の公有財産がどれぐらいあって、その利活用の方針について、お聞きしたいと思ひます。

戸井施設最適化室長

管財課におきましては、直近の調査で把握しているもので、行政需要がなくなり、用途廃止した普通財産のうち、売却中である若しくは貸付中のものを除きまして、現在、未利用の状態のものにつきましては、土地が65件と建物が69件で、建物につきましては調査単位が棟別でごさいますので、施設数としては35でごさいます。

この調査時点で、売却や貸付予定のもの、境界確定などに時間を要するものを除き、今後の方針が決まっていないものについては土地が18件、建物については36件、施設数で言ひますと11となっております。

高井委員

件数が多いのか少ないのか微妙なところですが、広さも分からないし、建物もどれぐらい使えるか、ものによってもいろいろ違ひだろろうと思ひますが、未利用の財産ということ

であれば、できるだけ様々な形で、県民にとって有効に活用するなり売却するなりの方策が見付かることが望ましいと思います。

基本的には、今ある未利用の公有財産で、県としては何らかの活用をしていくという方針で行っているのか。先ほど、建物が35件といったものが、そのまま今すぐ使えるものとしてそのままあるというふうに考えていいのか、また何か手を加えて更地にして売却するのか、そういう一律のルールというか、方針があるのか教えていただけたらと思います。

戸井施設最適化室長

いわゆる、未利用財産の活用についてでございますけれども、所属におきまして、今後、具体的に有効活用できないといったものについては、国や他の地方公共団体、庁内への紹介を経まして、それでも活用できない場合は売却することとしております。

売却以外の活用につきましては、長期間売却できない土地であったり、あるいは組織の再編統合などで発生した土地については、公募により貸付けを行ったり、また、こういった活用につなげていくために県のホームページにおきましては、周辺状況や企業支援の制度などの情報を盛り込んだ有効活用リストを作成しまして、情報発信を行っております。

また、既存ストックの有効活用ということで、リノベーション、付加価値を付ける改修であったり、コンバージョン、用途転換によります県の他の施設への転換を図っております。これまでも運転免許センターや環境首都とくしま創造センターなど、既存施設の再生を図ってきたところであります。

長年、売却や貸付けが進まない、いわゆる遊休地や遊休資産になっている所につきましては、庁内ではありますが、各部局の主管課長等が構成する推進会議の幹事会におきまして、情報共有や照会を行いまして、また関係する地元の地方公共団体であったり、国であったり、機会があるごとに情報提供や照会を行っております。

また、先ほど言いましたように、既存ストックについては有効活用を図るということで、他の施設への転換を積極的に行っていく方向で取り組んでおりまして、実際に所管する所属とも連携いたしまして、そういった財産活用のマッチングの場を設けて検討していきたいと思っております。

それ以外にも、外部の有識者で構成しますリフレッシュ会議というのがあるのですが、外部の有識者の方にもそういった物件の利活用について意見を求めているところでありまして、様々な工夫をしながら利活用や処分が進んでまいりますよう取り組んでまいります。

高井委員

是非、いろいろと取り組んでほしいと思います。

未活用の遊休資産はもったいないですし、今の時代ですから、いろいろなネット上での広報や宣伝であったり、民間の方のニーズがある所はあるでしょうし、なかなか売却なり利用が見付からない所は何らかの理由もあるのだらうと思います。できるだけ早く、いろいろな形で有効的に活用できるよう、しっかりと検討と情報発信に引き続き取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

もう1点は、私立学校の振興についてであります。

私立学校は、知事部局の経営戦略部が所管でありますし、こちらのほうからいろいろな助成措置や政策的なことをしていただいておりますが、この10月から幼児教育・保育が無償化になりました。私立学校の所管する幼稚園も、経営戦略部が所管になると思うのですが、この10月から始まりました幼児教育無償化のスタートの状況と言いますか、運営費等支援の状況はどうなっていますでしょうか。

臼杵総務課長

私立幼稚園に対する支援に関してでございます。

まず、運営費の状況ですけれども、教育水準向上や保護者の経済的負担の軽減などを目的といたしまして、県内の私立幼稚園に対しまして、教職員の人件費など園の運営に必要な経費につきまして、国庫補助を活用し支援しているところでございます。

平成30年度につきましては、対象となります県内の私立幼稚園は九つございますが、運営費といたしまして全体で1億1,813万8,000円の支援をさせていただいたところでございます。

また、教育の質の向上の取組としまして、文化芸術活動への参加や食育の推進など、特色ある教育活動に対しまして支援を行っております。また、障がい児教育につきましても支援を行っております。全体といたしまして計1億3,500万円余りの運営費として支援を行ったところでございます。

もう1点、10月から始まっております幼児教育無償化についてでございます。

子どもは私立幼稚園、対象となります園に対しまして支援を行っているところでございます。こうした園に幼児が通っている御家庭に対しまして、市町村を通しまして支援を行っているところでございます。少し申し上げますと、保育料といたしまして、月当たり2万5,700円を上限として支援しております。また預かり保育につきましても、月当たり1万1,300円を上限に支援しているところでございます。

始まったところの状況でございますけれども、各市町村におきまして、保護者や幼稚園から申請を受け付け、認定や通知の事務を行っていただいているところでございます。特に問題なく、順調に行われているとお伺いしているところでございます。

高井委員

私は今回、幼児教育無償化をスタートしたのは、国の施策ですけれども大分、見切り発車の部分があったのではないかと思います。というのも、各幼稚園や保育所、こども園の支援体制がそれぞれ分かれている中で、非常に私立、公立といろいろな園の体系があり、体制を組むのが難しかったのではないかと思います。また、保護者側の御負担も、高額所得の方が保育料を累進で払うようになっていましたので、高額所得者のほうが無償化になって非常に助かって、元々無償化だった方々には何の恩恵もないというようなことも言われております。これが、少子化対策であったり、教育・保育の充実に資するかどうかは、まだ疑問があるところであります。

ただ、子育て世帯を支援しようという意味で、教育や保育に対する支援というのは、社会全般としてこれからますます大事になってきますので、特に私学、徳島県内では他県から比べると私学は少ないほうですが、建学の自由の観点や学の独立という観点から私学も

大事でありますので、しっかりと支援して行ってほしいと思います。

ただ、この10月の幼児教育・保育の無償化が始まって以降、全国的な話ですが、無償化になった分だけ便乗値上げと言いますか、特に私立は値段がいろいろと決められるので、上限はもちろんありますが上限まで公費で出るので、更にもその上に加算して保育料や教育費を上げる所も出てきているようであります。県内で、こうしたことがあるのかなのか、教えてください。

臼杵総務課長

本県におきまして、いわゆる便乗値上げについて、そういう事例はあるのかというところでございます。

本県におけます、幼稚園の保育料の変更、値上げに関しましては、教育の質の向上を伴わないような理由のない保育料の引上げが行われないように、これまで周知徹底を図ってきたところでございます。実際の保育料の引上げに当たりましては、私ども県に対しまして事前に御相談いただきまして、理由などを確認いたしました上で、引上げが行われるといった流れを取っているところでございます。

今年度から、保育料を引き上げました私立幼稚園は、二つの園がございます。今、申しましたように、二つの園につきましても事前に御相談いただきまして、その理由といたしましては、教職員の処遇の改善のため、また教育内容の充実という理由を確認いたしました上で、引上げがなされたというところでございます。引上げに際しましても、保護者に対しまして、変更内容について十分説明を行っていただき御理解いただいているというふうにお聞きもしておりますので、妥当なものであるというふうに認識しております。

引き続き、保育料の引上げに関しましては、理由、妥当性をしっかりと確認いたしまして、必要に応じまして指導、助言を行ってまいりたいと考えております。

高井委員

正に御指摘いただいたとおり、質の向上や体制の整備等いろんな面で、それが伴わないのに保育料や教育費だけが上がっているということはいけませんし、何と言っても教育というのは、経済原理には乗らない部分があります。特に、人が人を育てるものですから、保育士さんや先生のいろんな技能向上であったり待遇の改善などは、非常に大事になってくると思います。引き続き、そうしたことをしっかり取り組んでいただけたらと思います。

長池委員

説明資料の1ページに、4、職員のメンタルヘルス対策の推進というのがあります。職場不適応状態を生じさせないためという文言がありますが、そういった心の病というか精神疾患と言いますか、そういう状態の方も、これだけ多くの職員がいますので数名いらっしゃると思います。昨年度の決算でございますので、休暇中、休職中の職員の方の実情と言いますか、数字等がありましたら教えていただけたらと思います。

黄田経営戦略部次長

ただいま、精神疾患、メンタルによります長期休暇、休職等の状況という御質問でございます。

知事部局におけます昨年度、平成30年度の状況でございますけれど、いわゆる30日以上
の長期の病休者、また休職者の数でございますが、精神疾患につきましては39名という状況
になっております。

長池委員

39名が30日以上休んでいるということで、分母は何人で、どのぐらいの割合になるの
でしょうか。

黄田経営戦略部次長

割合ということでございます。

一般行政部門という形で、知事部局、それから諸局も入りますけれども、平成30年度は
3,089名でございますので、割合といたしましては1.26パーセントという状況でございま
す。

長池委員

3,089名の職員中の39名で1.26パーセント、この数字が多いのか少ないのか私は分から
ない。判断基準がないので、今後、全国的な他県の数字も研究したいと思うのですが、
39名の方が30日以上、心の病と言いますか、そういう部分で職場復帰を目指しているとい
うか、職場に来られない状態というのは、非常に気の毒だと思います。

今、ストレス社会と言われておりますので、資料にありますようにストレスチェック等、
いろいろ法的にもストレスチェックしなさいとか、平成27年ぐらいからされていると思
います。資料に、職場復帰支援等を実施し、メンタルヘルス対策の推進に努めたというこ
とでございまして、実際、増えているのか減っているのか、そのあたりはつかんでいるの
でしょうか。状況が改善されていっているのか、改善されていないのか、どんな状況かとい
うのはつかんでいますでしょうか。感覚でも構いません。

黄田経営戦略部次長

いわゆる、メンタルの休職・病休の方の状況でございますが、平成28年度が37名、平成
29年度が38名でございますので、数としては横ばいというふうな状況でございます。

長池委員

横ばいということですので、潜在的にこのぐらいの人数では、このぐらいのパーセン
テージ的にはいるのかと見られがちですが、ただ言いたいのは、皆さんの仲間が、いろん
な理由があって、もちろん職場でのストレスもあるでしょうし、家庭の問題であったり、
人生の中で心の病というのを抱えてしまっているわけでございます。できるだけ、そうい
う方を仲間から出さないというか、早期に発見して、早期に対応できるような職場づくり
をしていただきたいという要望であります。

働き方改革ということで、例えば、過労死という言葉があります。残業に次ぐ残業で、

心も肉体も疲労した挙げ句，過労死という結果になってしまう。そういうものが随分，改善されてきて，本年度も残業はできるだけ少なくしようというふうな社会的な動き，県庁内でもあると思うのですが，やはり心の問題というのはなかなか見えにくい。決算の話でございませけれども，昨年度，この対策に幾ら使ったかは分からないのですが，ストレスチェックはパソコン上でするわけですから，そんなに掛かってないと思います。例えば，もっと予算を掛けても私はいいいと思いますので，少しでも改善が見られるような対策を本年度以降しっかり考えていただきたいと要望申し上げて，終わります。

中山委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは，これをもって質疑を終わります。

以上で，経営戦略部・監察局関係の審査を終わります。

議事の都合により，休憩いたします。（11時52分）